

公 告

次のとおり、企画競争について公告します。

令和 7 年 6 月 26 日

全国健康保険協会奈良支部
支部長 藪内 章良

1 企画競争に付する事項

令和 7 年度 糖尿病性腎症重症化予防事業（保健指導）業務委託

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7・8・9 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」でいずれかの等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (6) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (7) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (8) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近 1 年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (9) 当該案件の全部又は主体的部分を一括して第三者に請け負わせない者であることとします。
- (10) プライバシーマーク、ISO/IEC27001、JISQ27001 のいずれかの認証を取得している者又はそれに準ずる資格を有すると認められる者であること。
- (11) 「企画競争説明書、仕様書」に定める条件を満たしている者であること。
- (12) 契約の履行等に関して問題のあった事業者については、競争参加資格停止措置をとる場合がある。競争参加資格停止措置を行った場合は、停止期間中、当該事業者の名称、所在地、停止期間及び停止理由を全国健康保険協会ホームページ上に公表することを了承する者であること。

3 契約候補者の選定

「企画競争説明書、仕様書」に基づき提出された企画書等について評価を行い、契約候補者一人を選定します。

4 企画競争説明書、仕様書等を交付する日時及び場所

(1) 日時 令和 7 年 6 月 26 日（木）～令和 7 年 7 月 10 日（木）17:00 まで

(2) 場所 〒630-8535

奈良市大宮町 7-1-33 奈良センタービル 4 階

全国健康保険協会奈良支部 企画総務グループ 担当 河野

T E L : 0742-30-3702 F A X : 0742-30-3671

※企画競争仕様書等の交付は原則郵送とします。交付を希望する者は、別添の依頼書を FAX し、交付依頼を行ってください。

5 仕様書に対する質問の受付及び回答

質問は、下記により F A X（A 4、様式自由）にて受け付けます。

(1) 受付先 保健グループ 担当 加藤

T E L : 0742-30-3706 F A X : 0742-30-3670

(2) 受付期間 令和 7 年 7 月 7 日（月）17:00 まで

(3) 回 答 令和 7 年 7 月 8 日（火）17:00 までに企画競争参加者に対して
電話もしくは F A X にて行います。

6 企画書等の提出期限等

(1) 提出期限 令和 7 年 7 月 10 日（木）12:00 必着

(2) 提 出 先 4 (2) に同じ

(3) 提出方法 直接提出（持参）もしくは郵送とします。郵送の場合は上記の提出期限までに必着すること。また、書留郵便等到達状況を確認できる方法に限ります。

7 企画書の無効

本公告に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とします。

8 その他

詳細は、「企画競争説明書、仕様書等」によります。

【参考】 全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 30 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- （1） 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- （2） 破産者で復権を得ない者。
- （3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる者、その他これに準ずる者として別に定める者。

（競争に参加させないことができる者）

第 31 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- （1） 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- （2） 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- （3） 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- （4） 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- （5） 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- （6） 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
- （7） 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

3 第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。

以上

別添



0742-30-3671

送信先：全国健康保険協会奈良支部 企画総務グループ 河野（かわの）宛

企画競争説明書・仕様書等送付依頼書

案件名	令和7年度 糖尿病性腎症重症化予防事業（保健指導）業務委託
事業所名	
ご担当者名 (ご担当部署)	様
電話番号	
FAX 番号	

☒ 入札説明書・仕様書等の送付を希望します。

送付先ご住所	〒
--------	---

※12 時以降のご依頼は、翌営業日発送となります。なお、当支部の窓口でも配布しておりますので、お急ぎの場合は直接お越しください。